



小学4年生から中学3年生のお子様をお持ちの方へ

10月からマル福制度の対象年齢が拡大されました

10月1日より、茨城県と美浦村が共同で運営している小児の医療福祉制度(マル福)の対象年齢が、従来の「0才から小学3年生まで」から、「0才から中学3年生まで」に拡大されました。(ただし、中学生は入院した場合のみ助成対象となります。)

この制度改正に伴い、新たに対象となった方には8月中旬頃に申請のご案内を郵送させていただきました。その後申請をいただいた方には、医療福祉費受給者証(*)を9月下旬にお送りしています。まだ申請がお済みでない場合は、10月1日以降も申請を受け付けていますので、お早めの申請をお願いします。

*マル福に該当された方には「白色の受給者証」を、所得制限により非該当となった方には「黄色の受給者証」をお送りしました。また、中学生には入院分のみ受給者証を交付しています。外来診療分については、引き続き償還払いにて助成します。

◆◆◆医療費の助成方法◆◆◆

美浦村では、中学生までの全てのお子さんの医療費を無料化(保険適用分のみ)しており、その点は制度改正後も変わりませんが、受給者証の色により助成の受け方が異なります。

◎白色の受給者証

医療機関窓口で健康保険証とともに提示すると、窓口での自己負担金が、医療機関ごとに外来は1日600円まで(同月3回目以降は自己負担なし)、入院は1日300円(月3000円)までとなります。さらにその自己負担金の領収書を添えて役場国保年金課窓口申請していただくことで、自己負担金分も口座振込にて助成します。

◎黄色の受給者証

一般の方と同様に健康保険証を使用して医療機関を受診し、その際の領収書を添えて役場国保年金課窓口申請していただくことで、後日口座振込にて医療費を助成します。

◇お問合せ 役場国保年金課医療福祉担当 ☎885-0340 (内線116)

- 半年前に比べて固いものが食べにくい
- お茶や汁物等でむせる
- 口の渇きが気になる

介護予防を目的としているため、次のチェックリストに2つ以上該当し、口腔機能が低下していると判断される方を優先して対象者とします。

【お口元気教室】

次の日程で「お口元気教室」を行いますので、ぜひ参加してみてください。

食事でもせたり口が渇いたりしていませんか。歯だけでなくお口周辺の機能を向上して、いつまでも「食べる」ことを楽しみましょう。

いきいき健康はお口から



介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

- ・ お口の働きとは…
- ・ おいしく食べる
- ・ 楽しく話す
- ・ 呼吸をする
- ・ 表情を豊かにする
- ・ 機能が低下すると…
- ・ しゃべりにくい
- ・ 口が渇く
- ・ むせやすい
- ・ 飲み込みにくい
- ・ 更に放置すると…
- ・ 低栄養
- ・ 誤嚥性肺炎
- ・ 閉じこもり



- ・ 日時 10月24日(金)、31日(金)、11月7日(金)、28日(金)、12月12日(金)
- ・ *5回コースで午前中に実施。
- ・ 内容 個別でお口の健康チェック、お口の手入れ方法、ミニ講話(口腔機能、口腔ケアについて)、口腔体操等
- ・ 場所 美浦村保健センター
- ・ 講師 歯科衛生士
- ・ 参加費 無料
- ・ 人数 15名(先着)
- ・ *原則全日程参加できること。
- ・ 申込期限・方法 10月20日(月)までに電話でお申し込みください。
- ◇申込み・問合せ 役場福祉介護課 ☎885-0340 (内線) 113・132